

各 位

平成 22 年 5 月 17 日

会 社 名 株式会社 ニッピ
代表者名 代表取締役社長 伊 藤 隆 男
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 9 3 2)
問合せ先
役職・氏名 総務担当取締役 吉 原 道 博
電話 03-3888-6651

定款一部変更および役員の変動に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 17 日付取締役会において「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 163 回定時株主総会に付議する旨および役員の変動について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I 定款一部変更について

1. 定款変更の目的

- ①情報化社会に適合した簡便かつ周知性の高い公告を行うため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- ②社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できる体制とするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 28 条(社外取締役との責任限定契約)および第 37 条(社外監査役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。なお、第 28 条の規定の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- ③その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

取 締 役 会 決 議 日 : 平成 22 年 5 月 17 日
定 款 変 更 の た め の
定 時 株 主 総 会 開 催 予 定 日 : 平成 22 年 6 月 24 日
効 力 発 生 日 : 平成 22 年 6 月 25 日

II 役員の変動について

1. 取締役浅川史朗氏は平成 22 年 6 月 24 日開催予定の第 163 回当社定時株主総会の終結のときをもって退任する予定であります。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>東京都で発行される日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第28条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第37条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第28条 当社は、社外取締役との間で、<u>会社法第427条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第38条 当社は、社外監査役との間で、<u>会社法第427条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第39条～第45条 (現行どおり)</p>

以 上